

居宅介護支援事業契約書

第1条(居宅介護支援の目的)

社会福祉法人みどり福祉会横浜市恩田地域ケアプラザ(以下「事業者」という。)は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な在宅サービスが適切に利用できるよう、公正中立な情報提供を行い利用者の選択に基づいて居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条(サービス内容)

事業者が利用者に対し提供するサービスは次のとおりとし、本契約書に定めるものの他、別添約款に定める内容に基づき、サービスを提供するものとします。

- (1) ケアプランの作成・説明
- (2) サービス事業者との連絡調整
- (3) ケアプランの実施状況の把握・モニタリング
- (4) 市区町村への連絡・調整等
- (5) 介護保険施設の紹介その他便宜供与
- (6) 要支援1、2認定の場合、地域包括支援センターへの引継ぎ
- (7) 介護予防プラン作成の受託(エリア限定)

第3条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、____年__月__日から____年__月__日までとします。
(契約日から介護保険者証に記されている認定有効期間の満了日を初回の契約期間とします)
- 2 上記の契約期間満了日の7日前までに、利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、同一内容の契約により、満了日の翌日から6か月間延長することとし、以降自動更新とします。

第4条(居宅介護支援の担当者)

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者(以下「担当者」という。)として介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」という。)である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、担当者に身分証を常に携行させ、利用者又はその家族から求められた場合は、これを提示させるものとします。

第5条(ケアプランの変更等)

- 1 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合には、速やかにケアプランを変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 2 事業者は、利用者がケアプランの範囲内で、サービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第6条(サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、ケアプラン作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス提供の目標等の達成状況等を評価するとともに、その結果を「在宅サービス経過記録」等の書面及び電子計算機等により記録し、利用者に説明の上給付管理表を提出します。
- 2 事業者は、「在宅サービス経過記録」等の記録を、契約終了後5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

第7条(利用者の解約権)

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第8条(事業者の解除権)

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第9条(契約の終了)

- 1 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
 - 一 第3条の利用者から事前に更新拒絶の意思表示がされ、契約の有効期間が満了したとき
 - 二 第7条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
 - 三 第8条の条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
 - 四 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は長期入院したとき
 - (二) 利用者について要支援1、2の認定となったとき(介護予防に引継ぎます)
 - (三) 利用者について、要介護認定において自立と判断されたとき
 - (四) 利用者が死亡したとき
 - (五) 身体状況や環境の改善などの事由により、在宅サービスのご利用が一定期間(おおむね1年)見られなかったとき
 - (六) その他、居宅介護支援事業の継続が困難となったとき
- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録(写し)の引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市区町村への連絡等の調整を行うものとします。

第10条（事故処理）

- 1 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録、保管する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第11条（損害賠償）

- 1 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の故意又は重大な過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を請求することができます。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 ただし、あらかじめ文書により（個人情報使用同意書…P11参照）利用者の同意を得た場合には、前項の規定にかかわらず、サービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を提供することが（別紙）あります。

第13条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成したケアプランに基づいて提供された在宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市区町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何らの不利益な取扱いをしません。

第14条（虐待の防止）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための方針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
虐待に関する責任者 管理者 小谷洋介

第15条(ハラスメント対策の強化)

事業者はハラスメント対策として以下の方針に従業者に周知・啓発し必要な措置を講じるものとする。

- (1) 従業者は職場において性的言動、行動、男女による差別行為は行ってはならない。
- (2) 従業者は職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした業務の適正な範囲を超える言動により、他の職員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、業務環境を害するような事はしてはならない。
- (3) 従業者は、労働者の妊娠・出産・育児・介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により就業環境を害する事並びに妊娠・出産等に関する言動により就業環境を害する事を行ってはならない。

(相談窓口)

社会保険労務士	中村 恭章
高ヶ坂ひかり苑	花岡 道悦
ひかり苑	片瀬 淳史

(身体拘束の適正化)

第16条 事業所は、身体拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第17条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）

を策定し、該当業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第19条(サービス、事業所割合)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

第20条(契約外条項など)

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

利用者及び事業者は、本契約書及び約款の内容について双方とも確認し、合意の上、居宅介護支援の契約を締結しますので、契約が成立したことを証するため、各自記名の上、各自その1通を保有することとします。

上記のとおり、居宅介護支援事業契約を締結します。

_____年_____月_____日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

電話 _____

(立会人)

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

電話 _____

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。
なお、立会人は、契約上の法的な義務を負うものではありません。

(事業者) 所在地 横浜市青葉区さつきが丘8-4

法人名 社会福祉法人 みどり福祉会

代表者 理事長 戸田 堯子

(事業所) 所在地 横浜市青葉区あかね台2-8-4

事業所名 横浜市恩田地域ケアプラザ

所 長 稲田 和男

電 話 045-988-2010